

<シリーズ『報知大島』を読む(2)>

自治のデッサン¹⁾

——国立療養所大島青松園関係史料の保存と公開と活用に向けて——

阿部 安成

dessin1 香川県木田郡庵治村の大島療養所で自治組織が結成された月が3月であり、その機関紙である『報知大島』の創刊も3月だったため、大島での自治活動は3月が1つの区切りとなっている。

『報知大島』は1933年4月1日発行の第24号から縦長の紙面となり、この紙面構成が第45号(1934年3月15日)までつづく。すべて黒インクによる謄写版刷りである。第25号から第45号までが1つの綴りに綴じられていて、これが現存する『報知大島』綴の第2分冊となる(第25号、1933年5月～第45号、1934年3月)。

この第2分冊は、キリスト教霊交会(基督教霊交会とも表記。以下、霊交会)所蔵分は表紙にペンで「第二十五号=第四十五号/報知大島 附共楽団々報/編輯人 長田穂波」と記され、綴じられた本紙に欠号はなく、すべての号の題字上に「石本」のいわゆる三文判が押印され、『報知大島』以外に芝居のプログラムと『共楽団報』が1部ずつ綴じられている²⁾。入所者自治会(または協和会。以下、自治会)所蔵分は表紙に筆で「第廿五号=第四十五号/報知大島/編輯者 長田穂波」と記され、第40号が欠号で、そのほかのすべての

1) 本稿は2011年度滋賀大学研究推進プログラム「基盤研究」助成による研究課題「20世紀日本の病の重層(complications)と生命観の文化研究」と2012年度滋賀大学環境総合研究センタープロジェクト研究「療養所空間における〈生環境〉をめぐる実証研究」の成果の1つで、2012年に刊行予定のリプリント版『報知大島』(近現代資料刊行会)に収載される解題の下書きでもある。本稿はまた連続するシリーズの第2回となり、大島の療養所の概要などは第1回の稿に記した(阿部安成「自治のレッスン—国立療養所大島青松園関係史料の保存と公開と活用に向けて」滋賀大学経済学部 Working Paper Series No.168号、2012年8月)。

2) 霊交会所蔵分『報知大島』の目録は、阿部安成「ゆくりなくも—国立療養所大島青松園キリスト教霊交会2009年4月・5月調査報告」(滋賀大学経済学部 Working Paper Series No.113、2009年6月)に掲載。

号の題字上に印影「常務委員会印」の角印が朱で押され、『報知大島』以外の刷り物は綴じられていない³⁾。ここに綴じられた第37号の欄外には手書きで「原紙切本号ヨリ松尾良念氏」と、第38号欄外にはおなじく「謄写印刷者笠井幸一氏」と記してある。ガリ切りと刷りをだれがおこなったかを示すおもしろい記録である。

本稿では、霊交会所蔵分と自治会所蔵分とに共通するこの『報知大島』第25号から第45号までが綴じられた第2分冊を対象とする。

dessin 2 毎月1日と15日の発行を原則とする『報知大島』も1933年4月15日の発行はなかったらしく、第25号は「5月1日発行」と題字下に記されている。また1933年11月初旬にもあるはずの発行がなかった。第2分冊に綴じられた号の編集兼発行人は、長田穂波となった。発行所は報知大島社である。大島の霊交会会員でもあった穂波は、創刊から廃刊まですべての同会機関紙『霊交』（謄写版、活版）の編集発行を担っていた。1933年5月からのおよそ1年にわたって、もう1紙『報知大島』の編集も担当する多忙な穂波である⁴⁾。

編集人がかわったからだろう、穂波が担当する最初の号となった第25号冒頭には「報知大島の使命」と題された記事が載り、ついで、「自由と秩序」という題の稿がつづく。前者の署名は穂波、後者は石本俊市である。

ほぼ第1面の全面となる3.5段を使った穂波の稿は、『報知大島』の紙面では長大といつてよい分量である。

穂波が「療養所内の患者として第一の自覚は、この問題に対する正しき見解を抱くにあ

³⁾ 自治会所蔵分の『報知大島』の目録は、阿部安成「かくれんぼの書史—国立療養所大島青松園協和会（自治会）所蔵史料『報知大島』『所報』『全癩患協ニュース』の紹介」（同前No.159、2011年11月）に掲載。

⁴⁾ もう1紙大島療養所での自治活動に深く関係する修養団大島支部（1931年設置）の機関紙『つばさ』（活版）も実質その編集発行は穂波があたっていた。ただし同紙はいまのところ第5巻第7号（1938年1月10日）しか残っていない（キリスト教霊交会所蔵）。修養団大島支部については、阿部安成、石居人也「無教会と愛汗」（滋賀大学経済学部 Working Paper Series No.121、2009年12月）を参照。穂波については、阿部安成「長田穂波の痕跡—療養所の生のあらし方」（『ハンセン病市民学会年報2008』2009年）を参照。

りと思ふ」と示した問題とは、「社会は我らに対して如何に考へ何を要求なしつゝあるか、又我等は社会に向つて如何なる心構へなり態度を有すべきであるか」である。この問題を考えるときにもっとも重要な観点を、「癩根絶の大理想の実現」なのだと思波はとらえてみせた。この「癩根絶」の語は、この号以降の思波が編輯兼発行を担当した『報知大島』紙上でよくみることとなる（この稿だけでも4か所にみえる）。

思波はこの「癩根絶の大理想の実現」という課題を解くにあたって、〈隔離〉が必要であると説く——『療養所に收容せよ』との要求こそ正しけれ。かつて療養所がなく、関係法もなかったときには、「病者なるが故にとて徒に諸方を漂泊なし病菌を散乱し、其上に国民の膏血を吸ふて寄生虫の如く、単に自己の我儘と不当の享樂を夢見る輩のあるは、社会に対しても誠にその無自覚さを恥ぢねばならぬ」といわねばならなかったが、いまや療養所が設けられ「我らは自分の社会的立場を十分自覚して正しき態度を持たねばならぬと思ふ」——これがこのときの思波の説くところだった。こうした思波の〈隔離〉の受容は、『靈交』紙上の稿においてもみることができる。

ここにいう「自分の社会的立場」をめぐる「十分」な「自覚」と「正しき態度」は、療養所運営のあるべき指針をも示すこととなる。「役所〔または役員。これは療養所当局とその職員を指す——引用者による。以下同〕と患者とを共によくすること」の謂である「療養所をよくする」こととあわせて、思波は、「我らも療養所予算に対して相当の関心を有さねばならない」という——「患者は社会に対しては癩根絶に関する外に経費の要求する権利を認めないが、国家が既に与へられし予算に対しては『正しき意味に於て、且当局の権能を犯さざる限りに於て』、その如何に使用すべきかを建言するも決して間違ひでは有るまい」——療養所外に生きる市民であれ国民であれ、納税者は「癩根絶」という大目的に沿うかぎりでの予算要求を認め、この予算は、療養所当局の「権能」を侵犯しないかぎりにおいて、その用途を要望できるとの議論である。〈隔離〉を是認したが、その隔て離された場所の運営については自分たちにも発言権があるとの、思波なりの自覚と態度の表明である。したがって、「当局に於かれては、我らの意向をも参考資料となし、且ゆるし得る限りに於て患者をも経営上に使用されて両者協力以て、療養所の使命を全くなるべきであるま

いか」と、自治組織の機関紙に、その編輯兼発行人として穂波は明記した。

穂波は上述の十分な自覚と正しい態度から導かれる自治組織をつぎのとおり説いた——「自治会とは斯くした我らの自覚の尊厳であり節制であり、公正への統一機関であるまいか、されば自治を軽視し恥かしむる言行は自分を軽視し恥かしむるものである」——自分たちがどういう制約のもとに生き、なにをしなければならぬのかを知るとともに、その仕組みに隷従するのも、それを甘受するのでもなく、限られた場所でみずからをみずからが汚し犯すことをせず^{けが}に生きる、こうした生を管理する機関が自治会だというのである。

穂波は、「先輩林健作氏」の『報知大島』を発案せられしとの偉業を回顧するなかで、『報知大島』を「自治会の機関紙」とはっきりと記した。この稿は論題の「報知大島の使命」をかならずしも論ぜず、自治、あるいは自治会の使命が議論されている。本号からの編輯兼発行人はいわば巻頭の論説を、「元来ことなると定評ある頭脳の所有者なれば、読者の目に珍妙な文句が現れるやも計られず、御辛抱を願ふ次第である、一種の責任感のみ深くして手を着けかねて居たものである」との挨拶で結んだ。

石本の稿「自由と秩序」は、穂波の稿をしのぐ4.5段の紙面を占めた。このときの石本は、第5期自治会役員選挙によって常務委員長に選出されていた（『報知大島』第24号、1933年4月1日）。彼は、英国首相をつとめたW.E.グラッドストンの「われらは自由を愛するが故に秩序を愛する、秩序なき処に自由はない、われらが現在享けて居る自由はわれ等の国家に秩序あるが故だ」との言を冒頭に引用して、「真の自由は円満なる自治の発展に於いてのみ得らるゝものであると思ふ」「真の自由は秩序ある自治の発展に依つてのみ来る」との観点から、「今日の大島には如何なる形態の政治が最もふさはしいか」と問うた。それへの応答として示された、「デモクラシイは民衆のレベルが高くなつて来なくては、理想的発展を望む事は難しい」との見解の提示は、大島はまだそこにまでいたっていないと暗に訴えていることとなる。現時だけでなく「将来に思ひを馳せて」みると、「デモクラシイは三の要素」からなるという。

第1が、「個々人格の自由を尊重する、各個人は自己の自由を尊重するだけに他人の自由を尊重する」こと、第2が、「各自の自治」で、「“自己の進路は自ら開拓し、自己の生活問

題は自主的に処理する”と言ふ自治の精神こそ吾々の指導原理として最も必要である」といい、また、「自治とはどうかこうか事なく現在を治めてあると言ふだけではなく、更に一歩進んで、より良き、より美しき社会を望んで進まねばならぬ」との決意がなくてはならないといつつ、この自治を「当今の流行語」であらわすと「自力更生」とおなじ精神となると説き、第3に、「責任の分担に勇ならねばならぬ、換言すれば、社会連帯の精神を發揮せねばならぬ」との気概を共有すること、である。

石本は自治組織をとりまとめる役をくりかえし担った大島自治活動の首脳であった。他方で、敬虔なキリスト教信徒で霊交会会員でもあった石本だが、彼は会の機関紙『霊交』に簡潔な文章を残すにとどまった⁵⁾。それにくらべると、『報知大島』への石本の寄稿は、責を自覚した重厚な文章となっている。

『報知大島』の紙面構成は第25号から大きくかわった。この号に設けられた欄の表題をあげると、「汐風」「雑報欄」「はなしのたね」「あとがき」があるくらいで、そのほかは複数の見出しが紙面を占めている。「開所記念式」「臨時総会」「感謝状」といったいくつもの見出しが、大島の近況を伝えている。

そのなかの1つ「報知大島記者」の見出しのもとに、「報知大島の生みの親であり恩人である林健作兄が都合上にてやめられるので、後任者を物色中種々の事情もありて、結局責任者は長田穂波氏と決定し、係員として記者に中原、松尾、印刷部員に三木、今井、砂広の諸氏と言ふことになりました。よろしく」との報知がみえる。つぎの「青年団情勢」の見出しのもとで、三木康平が団長、今井比沙志が副団長、砂広たちが企劃部と告げている。

「雑報欄」の「花折るべからず」の見出しのもとに、「共に国立公園の真中に住んで居ることを自覚して植物美を保存しようではありませんか、ソレ委員も注意致しますつて申されます」と展開する文章は、かつての投書欄の記事の後継となるようにみえる。なお、瀬戸内海国立公園の指定は1934年3月16日のこととなるので、このとき事前にその情報が

⁵⁾ 1919年創刊から1940年廃刊までの21年にわたって刊行された『霊交』紙上に、石本馨穂、石本静鳩、石本俊市の署名稿が26ある（阿部安成「史伝としての『霊交』—大島療養所基督教霊交会の機関紙を史料化する」滋賀大学経済学部 Working Paper Series No.132、2010年5月）。

島にも届いていたのだろう。新登場の「はなしのたね」欄では、常務委員会などの機関以外の近況を報せている。

dessin3 第26号(1933年5月15日)の冒頭記事「新所長を迎ふる辞」(ほぼ3段)と「解説を望む」(ほぼ1段)は無署名だが、おそらく穂波が執筆したのだろう。2つで1面全部4段抜きの稿である。前者では「癩根絶」「根絶」の語を多用して、「癩根絶の如き大理想とそれに関連なす楽園建設の我らの目的」を謳う。ここにいう新所長は野島泰治である。後者では、「自治の発展は全会員が其の代表機関の動向に対して正しき理解と同情と尊敬とを持ち、且つ各自の責務を忠実にして、理想をより高くなす処にある」とみることにより、「されば自治代表部は事ある毎に、大島時事の解説の寄稿なり、且は実行に対する思考及び信念をば大いに発表されたいものと思ふ」と、自治を統轄するものたちに『知らしむ』べきとの態度をもとめている。そのうえで、編集方針として「本誌は斯くした要求及び批評も大いに試みる考へであるが、『より以上に真相を其儘に報じ』、会員諸君の正しき論評及び考察の種子を供する事につとめたい考へである」と示した。

ここで『報知大島』創刊号を思い起こそう。そこに掲載された無署名記事「報知大島を送る」では、療養者一人ひとりには「自治の分子」として自治組織の「情勢を熟知」していなければならないと指示し、そのためのメディアとしてみずからを位置づけていた。それから1年あまりを経たところで、自治組織のメディアは自治を統轄するものたちにむけて、みずからを知らしめよともとめたのである。

つぎに第2面の3.5段を占める記事「よりよき島建設の意義」は、常務副委員長の上本隆重の執筆。「自立自営」「互助相愛」の精神を説き、彼もまた「根絶」の語を用いながらも、「治療より予防は更に効果的である」と述べる。そして、「結論として、療養所を住みよき楽園たらしめねばならぬと考へます、吾々の幸福の将来の為のみでなく、次の同胞に備える同病相愛の道德でもあります、更に更によりよき島建設の努力は日本浄化の一つの運動でありますと共に、吾等が君国への報恩の行であると信じて居る」と、日本浄化、君国報恩を大島で療養するものたちの最終目標と示してみせた。

第2面0.5段の記事「報知の役割」には穂波生の署名がある。編輯兼発行人がみずから示す機関紙の役割とは、「少し見当がついて来ました、先づ癩の全国的問題と大島時事解説を主としまして、次に教養的講座を設け、我らの趣味を広く高くする資料を得たいと思ひます、次に所内の事務的動静の報告を集めます、その次には雑報を記して話の種を供したいと思ひます」とのこと。くわえて、「更に研究して出来得るならば外部へも進出して、癩根絶に貢献いたしたいものと希つて居ります」と、療養所外への発信という希望も示した。

この号では各機関の動向は「情報」欄にまとめられ、「雑報」欄のほかに「こぼれだね」欄が設けられ、「新入所者」と「寄贈品」が列挙されて、「編輯後記」でお終いとなる。

第27号(1933年6月1日)の第1面には署名のない記事「感謝」「癩問題のひゞき」「特定室の代表」がならぶ。前号のいわば予告にあった「教養的講座」が第2面に載った小塚龍生による稿「短歌の作り方」なのだろう。穂波による外島紀行とってよい「旅物語」は、おそらく大島に隔離されてから唯一となる外出記録だった。

第28号(1933年6月15日)の第1面には署名のない記事「無菌者に関する弁」「予算会議」の2つ。1つめの記事にいう「無菌者」とは、「嘗つて癩菌に冒されし人が、療養の結果として医学上より伝染の憂ひ全くなりし、即ち全治者のこと」である。全治して「退所」したものがこの稿の主題である。すでにみたとおり、穂波は〈隔離〉を受容するものでもあった。ただし、治癒して隔離の必要がなくなったものが退所できたならば、彼ら彼女たちを保護する法律の制定が必要となると、それをもとめるところにこの稿の趣旨がある。

ここでの論述1点に注目しよう——「人間本来より考へても、病者たる生活は何程に安楽にても間違ひであり、健康の生活は何程に苦悩にても本当である、それ社会的に考ふれば斯る理論は更に深められるのである、我等は社会上より視て病者の絶対隔離を主張すると同時に、社会上より視て無菌退所者を悦ぶものである」——病者としての生活と健康な生活との対比、療養者みずからが「絶対隔離」の語を使った用例の点でこの稿は重要である。

「教養的講座」の記事としては穂波(「ホナミ」の署名)がみずから執筆し、「即成俳話」

を載せた。第4面の構成がいくらかかわり、そこに療養所内の保母である大浜ふみ子の稿「心境雑話」が載った。

第29号(1933年7月1日)の第1面には署名のない記事「もし犠牲者が出る場合」「報知のねがひ」の2つ。後者では、すでに第26号掲載記事「報知の役割」で穂波が示していた「外部へも進出して」をあらためてうけて、「本誌も凡より内部本質に生れしとは言へ、可成に外部的に癩問題に微力を持つて貢献いたしたき希望に燃ゆるものであります」と述べたものの、このとき「外部」への指針が問題を生じさせていたようなのだ——「噂によれば本誌は他院より誤解を受けし如き事ありしと言ふ」とのこと。それを、「我らは大宮陛下の大御心に習ひ癩根治の理想に立ち」、「癩者生存使命を確握なし」、「療養所を国家に対する役割の実力発揮を希ふ」との「三大原理の下に忠実」にいるのだから、他に害をあたえるようなことはないとさきの噂を否定し、かつ「広く癩根絶の器」として用いられたいの望みを披歴して稿を閉じている。第2面最下段およそ半分の記事「報知の誇」は「編輯子」の署名なので、これもまた穂波の執筆稿か。この第2面では小塚龍生による稿「短歌の作り方」が連載されている。それらの掲載をうけて編輯子は、「本誌は此点〔生きる味わいを悪習慣が失わせること〕に留意し、趣味講座を設けしは当然なすべきことであり、必要な役割である」とみずからの評価をあらわした。

この号の「しほかせ」欄には、いくらか激越な調子の文言がみえる——「活動の試写に悪ヤジをとばしたとか○自治の面よごしだ注意しろ○自覚を深くしてツマラヌ言ふことを控へろ」。これまでも慰問や療養所の行事にさいして、時間厳守や中途退出への注意をうながす投書などがあつた。そのたぐいの欄がなくなったといっても注意すべき不品行が改善されたわけではなく、『報知大島』紙上は「自治」の名のもとに日常のこまごまとした所為を査察してその是非を審判する場でもあつたのだった。

第4面に載った「土佐ツ子」による稿「皆様へのお願い」も、表題からすると他人の不心得を語る言葉の礫のようにみえるが、これは「癩根絶」のための「お願い」である。この病を根絶するには「同病のため入所を促す」すなわち〈隔離〉が必要だが、そうした「積極的救済法」だけでなく、もっと緊要な「新入所者及び貧困者を出所させぬと言ふ消極的

救済法」こそが要諦なのだと述べる。「出所者」の多くが、かつての療養生活の「不平を針小棒大的に逆宣伝」し、「それがためどれだけ放浪患者間に大きな波紋となつて悪影響をもたらす」か、だから「皆様方は自治体分子として、直接に間接に同病を救済し、ユートピア建設のため御砕身下さらんこと」を執筆者は願うのである。「一患者の妹は南国土佐の一隅より」の文言もみえるので、これは療養所外からの投書とうかがえる。

これには「一記者」による「附記」があり、「放浪患者の逆宣伝には誠に迷惑して居ます、彼らは自らの非を悟つて居るか疑問です」とその憤慨も著しいようだ。土佐ツ子の願望は、療養者の親族による終生隔離の実現をみすえている。しかもこの望みが療養者である「一記者」からも賛同を得ているとなれば、ここにいう〈隔離〉はたんに病者の家族が自分たちの安寧や保身をはかるために身内を棄てる所為なのではないこととなる。

第30号(1933年7月15日)の第1面全4段を使って、無署名の記事3点が載った——「我らのつとめ」「子供室について」「癩患刑務所」。くりかえされる「根絶」の文字、子どもものところにも看取されるという「濁血の悩み」の文字が、読むものの目を射る。

第3面「汐風」欄の末尾が、「◎私も自治の義務がある」の件の標語。その1つまえが「◎お互に窓から物をなけすてぬやうに気をつけませう」。やはり依然として、「自治」なる規範が療養者の習性を撃つ。第4面「あとがき」欄の最初と最後をあげると、「○暑い暑いと言ふても俺は心では夏を愛するネ」「○俺は夏を愛する」——この言葉は間違いなく夏好きを隠さない穂波のものだ。

第31号(1933年8月1日)の第1面は、無署名記事の「根治薬よ、出でよ」のみ。根治薬ができれば、「第一、現患者の余生が輝く、朽ち果つべき拾万の廢人が更生して社会有用な器となる」から、「第二には、五百万の血族が肩身をスポメ、内心不安を抱く境遇より解放の天地に羽を伸して生きる事が出来る」から、「第三には、社会全般の上にかゝれる伝染性不治病と言ふ偉大なる脅威より脱し得る」からと期待する。

これまでもみたとおり、第1面の無署名記事を執筆したとおもわれる編輯兼発行人の穂波は、〈隔離〉を勧めていた。ただし、「現在の隔離方法は根治薬を発見なし得ざる処より出でし『窮余の一策』に過ぎずして〔中略〕根本策であると言ひ積極的方法であると考

へられて居る現在の隔離法を自分は決して最善のものとは考へて居ない」とも彼は明かしたのだ。いくら大きくした文字で、しかも傍点をうって、「如何に隔離しても地上に只一人の患者があり、只一ヒキの癩菌の存在する限り、癩の恐怖は拭ひ去らるゝものではない」とも訴えた。

ここに穂波がくりかえし記す「癩根絶」が、絶対隔離、終生隔離にとどまるのではなく、病の根治と菌の根絶を望み、それが実現したときには、

即ち風邪の如くホオソウの如く、『何ネ一寸癩病をやつとりまして御無沙汰致しました』、ソレはソレは早く御全快で、『有りがとう、根が性のワカリきつた奴ですからネ、心配はありませんでした……それでも医院へ三日ばかり通ひましたよ……斯ふなつてこそ初めて癩問題は解決しつくすのである

と、癩が日常の、かつ治る病になったという最終解決をみることとなる、と展望したのである。穂波のこののち『報知大島』紙上で、予防と根治を議論することとなる。

いわゆる無癩県運動が展開しているこのとき、『潮風』欄も、「◎癩撲滅運動グングン伸びて行くのはよいが◎先立つものは療養所の拡張ですネ」と増えつづける療養者をうけいれる空間の狭さ小ささを問題視した。療養所の増床がはかられなければ、隔離を停止または緩和するか、あるいは収容能力をこえた療養所の環境悪化を放置するかとなり、この点でも「根治」が切実な希望となる。

『潮風』欄はまた、「◎修養の駒に鞭打つて三角旗を高く掲げよ」と記して修養団の実践を掲げる。このこととそのつぎの一筆「◎自治体質の説明が出来るか」がどうかかわるのかは不明。「編輯後記」欄は、「○二面は結構である、三面、四面も大分味が入つて来ました」との自己評価をくださった。

第2面には小塚龍生「短歌の作り方(五)」、如是観「婦人のための婦人常識科学」の記事2つ。第3面と第4面には「情報欄」、「文芸」欄、「いろいろ」「滴……」といった報知欄がある。

これまで特定の欄に定まらず報知された慰問などの来訪者について、この号から「慰問と視察」欄が設けられ、随時そうした情報が提供される場となった。慰問品についてはこ

れ以前からもこれ以後もそのようすに応じてべつの欄で報じられている。

dessin4 第32号(1933年8月20日)の第1面は、無署名記事「療養所の増設を望む」と「救癩の巨星をつ」。後者は前号にも訃報記事が載った九州療養所長への追悼稿。前者はまず、なぜ癩が忌み嫌われるのかを説く——古来よりあった「腐肉の醜悪さと罪業の憎しみ」にくわえて、いまや「自己にも伝染し得る病気であるとの恐怖」があるという。そしていっそうの隔離が展開するこのときに、表題のと通りの要望が提示されて、それが「社会の幸福のため、及び悩める同胞のため、皇国浄化のため」と、療養所増床の機能または効果が拡大してみせられるのである。「祖国を浄化」するために増床が必要だ、とは療養所外の社会の人びとに「癩問題」を理解させるための謂なのか。当局が、さらには国家が掲げたこの癩予防の言説を療養者が受容するとき、それがなにを意味するのかをわたしたちは考える必要がある。

第3面の「私の所感」は無署名記事である。「家族の者よ、癩根絶の第一戦に起て！」と書き起こされるこの稿は、〈隔離〉を是認する立場にある。「癩根絶運動が大々的に行はれる様になつて来た」現時の事態は、「大御母の御仁慈の現れ」にほかならないととらえる。ここにいう「大御母の御仁慈」とは、大正天皇の皇后である貞明皇太后(諡号は貞明皇后)が1932年11月10日の大宮御所御歌会で詠んだ「癩患者を慰めて」と題された短歌のうちの1首「つれづれの友となりても慰めよ行くことかたきわれにかはりて」が発信するととらえられた慈しみである。この畏きひとによる仁愛が社会に癩問題を知らしめ、それによって「癩根絶運動」が展開した理解される現時において、その「御恩に報ひ奉る」ためにも「癩根絶」を自分たちの家族から実践せよ、との所感表明がこの記事の内容である。もともと、では、なにをどうすればよいのかは示されていない。

なお、『報知大島』紙上では、1933年1月10日におこなわれた「皇太后陛下の御歌伝達式」について、第20号(1933年1月17日)冒頭の無署名記事「御歌伝達式に当りて想ふ」が伝えていた。

「ニュース」欄は、8月7日付の変更を伝える——「相愛青年団員の総会を開き、従来の

希望制団員を義務制度に変更する処あり、一同拍手を以つて賛成した」。大島では、自治活動にも「義務」が、その実践をささえる青年団の制度にも「義務」が組み入れられた。

『汐風』欄から2つ——「◎民衆よ、癩に対する観念を改めて欲しい、ソレと共に大島自治の精神をも理解して欲しい◎我らは民衆の汗と膏の中に活かされて居る限り、余り忘恩の考へは持ちたくない、病気しても日本人なのだ」。

第4面「文芸」欄に「コドモラン」もくわわった。こののちもこの欄がときどき登場する。『報知大島』は療養所内の子どものようなすを報せ、また子どもにも読ませようとする編輯方針をとったといえる。

第33号(1933年9月1日)の第1面4段すべてが無署名記事「改選を目前にしての弁」で埋まった。「選挙に対して島全体の関心を深め、以て理想的最善でありて欲しいと希ふ老婆心」から、自治組織と当局との関係が説かれる——「自治会なるものは決して役所と対立した存在では有り得ない点である、所則の内に於ての存在である故に、決して両頭相嘯むべきでなく……総親和……総努力……の精神の表現として、「お役所の十分の理解が得たいこと」である、療養所を共に完成なすべき機関である」と述べ、「要は療養所全体として楽園を完成し、進みて癩根絶に資する外であつては、社会的に存在の意義なり責任に対して相済まない事になる」とまとめた。ここに記された「総親和」「総努力」は、大島にも支部がおかれた修養団の標語である。

第2面3段あまりを使って、これまで「婦人の為の婦人常識科学」を紙上で連載してきた如是観が、「大島自治会どんなものか」と題した稿を寄せた。「最近に入所された人は百数十名もある」ので、これを機に新旧の療養者にむけた「自治会の規則に就いて説明を加え」た記事である。まず、「お役所の方々の御心労を少く」するためにも、「自分に出来るだけの事をして」、かつ「自分等の生活をお互ひに助けあつて、幾分でも立派にして行こうと云ふ」、これが「自治会創立の心持」だと示す。したがって、役所に反抗したり無理な要求をしたりするような集団ではなく、「大島自治会規則の第三条」を引用してそれをつぎの

ように説く⁶⁾、

これは自分で自分を治めると云ふ自治の精神と、お互いに助け合ひ、愛し合ふと云ふ相愛の心持をもつてお互ひの生活を愉快にし、幸福を増進して行こうと云ふ自治会の目的を示したものである

——自助、相互扶助、相愛（これは青年団の名称でもある）はこれまでも『報知大島』紙上にあらわれた大島自治活動の精神である。ここではもう1つの文言に着目しよう。それが、「自分で自分を治める」である。自分たちが、という自治の主体を強調するのか、あるいは、自分たちを、との自治の技法を模索するのか——「自分で自分を治める」の語をめぐる表現や理解の微妙な違いかもしれないが、わたしには、この点が大島の自治活動を考えるときの1つの論点となるとの見込みがある。「自分を治める」が大島の自治の肝脳だとのとらえ方である。

それはともかく、自治組織と療養所当局との関係はどうなるか——「某氏の考へられるが如き、お役所と自治会とは両頭の龍のやうな関係ではなく、自治会はお役所によつて立ち、お役所の方々も自治会を御利用になつて、はじめて療養所として本当の麗るはしさを実現し得るものである」——これでは完全な従属であつて、いわゆる御用組合だとの批判もでてこよう。ここにいう某氏がだれで、その両頭論がどのような内容かをまだわたしは把握していない。『報知大島』紙上での論者たちが、この如是観の議論に賛同しているのかどうかもまだわからない。大島の自治活動も、療養所当局とりわけ所長の大きな権限のもとで初めて機能しているようすがある。その一方で、大島の療養者たちは、所長や医師や職員たちと文芸などをおしていくつもの交流を結んでいるようにもみえる。

この自治の展開と当局の統制とをあわせてつかむくふうが、大島の自治活動を考えるときのもう1つの論点となる。

如是観はついで、自治というと府県制や町村制をおもいうかべるかもしれないが、これ

⁶⁾ 現在この1933年9月時点での自治会規則はみつからない。大島の自治をめぐる規程集については、阿部安成「療養所における「自治」論の始線と史料の現在—大島青松園をフィールドとして」(『隔離の百年から共生の明日へ—ハンセン病市民学会年報2009』2010年)を参照。

はそうした「政治的・法律的のもの」ではなく、「全く道徳的・修養的のものである」と説く。したがって、「患者個人としても自分の我儘を押えて、自らが自らを指導・訓練して他人の厄介にならず、他人に迷惑を掛けず、進んで他人のために親切をさせて頂くと云ふ気分の旺盛なもの、我が自治会員の特色」としてあらわされることとなる。「道徳的・修養的」との強調は、大島に支部が設けられた修養団とのつながりを想起させる。

こうした特色はまた、「家庭内の家族共がいかにも睦まじく暮して行けるのも、この精神に基くから」と解釈され、たとえば長島愛生園の制度としてしばしば形容される「大家族制度」がひきあいにだされ、「大家族制度が良いだの自治制が良い等と論ずる輩もあるが、そんなことは問題にならん」と一蹴されてしまう。

この如是観がだれかわからず、彼がほかにどういった持論を展開しているのかわからないが、彼の自治論を大島の自治活動のなかにどのように位置づけるのかも論点となる。

「汐風」欄から 2 筆——「◎今日の慰問はつまらぬと途中で戻ってくる人達◎戻る位なら始めから行かねばよいのに」——とは、かつての投書のようなすが蘇っている。

第 34 号（1933 年 9 月 17 日）の第 1 面すべてが、無署名記事「清算」。前号の「あとがき」に「○自治会委員の改選期、御味読を乞ふ○後一回で編輯子も一期を終ることになった」とあったとおり、「清算」稿は役員改選にむけての総括記事となった。

第 2 面半分の 2 段を使って、ふたたび如是観の稿「大島自治会とはどんものか」が載った。相互扶助に相愛という前号掲載記事の内容をくりかえしながらこの稿で示される要諦は、自治の仕組みや精神からの「脱線者」にくわえる「社会的道徳制裁が必要」と説くところにある。如是観は前号で、いわば絶対としての「お役所」を示し、ついでここでは、絶対としての「規則」を示す。大島の自治をめぐる規則は、「他の療養所や他の諸団体の規則を真似て作ったもの」でなく、「二十幾年かの患者生活に於いて自然に生れた所の習慣なりキマリなどを文章に表現して、これに順序を建てたものに過ぎない」、それゆえにこの規則は「大島独特の良心と趣味と習慣とを持つて居る訳」だとそれが大島の療養所にふさわしいかたちと中身と歴史を備えているととらえてみせて、「いやしくも作った以上は絶対にこれに服従しなければならぬ」と指示したのである。そのつづきは、「以下次号」と本稿は

連載記事となった。

第3面「情報」欄には、9月11日のこととして、「野島所長、末沢書記より第三区外島療養院患者脱出事件の真相報告及赤化思想に付いての訓辞等あり」と記された。

「あとがき」欄も選挙を報せる。「○良き事に悪しき事に付けて島益を旨とした私共も一先退脚！する日に成りました」と結ばれた。

第35号（1933年9月5日）の第1面1段が無署名記事の「委員にのぞむ」。「委員改選は円満に一般の健全なる意志表示を視た」が、しかし、「我らの自治は未だ試験期を過ぎてみない」との自覚もあらず。紙面をさきどりすると、第3面「情報」欄で、「自治会役員総選挙」と「青年団役員総選挙」の結果が発表された。常務委員長に北山謙三、副委員長に東条政芳、青年団長に今井比沙志、副団長に梅野義夫、などの陣容である。

第1面3段は新委員長の北山（ただし役職名は「総代」）による論題「患者自治会を思ふ」の記事となった。冒頭に「我々大島療養所患者は、入所と共に患者自治会の会員たる権利と義務を有することになつてゐる」と宣す。これまでの活動をふまえた自負があるのだろう、あたらしく大島に来たものには、「案外明るさと平和に満ちた患者の自治精神に依つて、秩序と統一が保たれてゐることに驚くであらう」と告げる。「自治のため——島のため」を「空念仏」に墮してはいけないとの就任にあたっての心構えが示された。

第3面「情報」欄は、今回の選挙をめぐるちょっとした波瀾を伝えている。「評議員会」の見出しで、「廿一日、自治会役員候補辞退者について、評議員会は健不健、心労等数条を慎重に協議会を開き、委員長石本、副委員長上本、委員塚本、藤田、北池、埜、評議員鉄林、大塚、病室監督半田、九氏の辞退をやむなく承認するの苦痛ありたり」と、「情報」を伝える欄の表現としては異例と云つてよい文言が記された。さきにもみた「自治会役員総選挙」の見出しのもと、「此度の患者自治会役員総選挙は、名士多数の事態に悲嘆の涙に暮、島暗雲のをりなれば、各自に「私も自治の義務がある」の自治会標語をモットーとして、誠心誠意の熱血を絞り、今迄かつて見ぬ投票振りを見せ」たとの感慨が述べられた。この「辞退」についての詳細は知らされていない。「青年団役員総選挙」の見出しのもと、さきにもみた義務制について紹介されている——「大島相愛青年団は此度新たに満十七才以上

満三十才迄の義務制に改め、団員百五十余名の一团を組織し、最初の役員選挙を行つた。

「汐風」欄も「あとがき」欄も編集などの担当者の再任を伝えた。

dessin5 第36号(1933年10月20日)の第1面1段は無署名記事「作業改正に関する弁」、ほぼ3段が常務委員副委員長による就任挨拶となる稿「安住の生活へ」。4段めの終わり8行を使って、「TM・ヨハネ」の「愛するために」が載った——「愛したい……大島を／日本人を、全人類を／全生物を……一切を／愛するために！／考へませう、磨きませう／働ませう……そして／祈りませう……」。

第2面4段のすべてを使った記事「時事解説」の執筆者は、前常務委員副委員長の上本(署名は「上本生」)。内容は前号で伝えられた候補辞退についてではなく、常務委員会における配給部独立について。

第3面の「しほかせ」欄から2筆——「癩根絶に烽火を挙げる今日◎各療養所共に一割以上の定員超過数を見せてゐる」。

第37号(1933年11月9日)の第1面2段分は無署名記事の「演劇の使命」と「治療室監督新設」と「予算案を前にして」。残り2段の「村山生」による稿「吾は三才の童子」は、常務委員会新人事部長による挨拶記事。

ようやくこの号第2面に、かねてより予告されていた如是観による稿「自治会とはどんなものか」のつづきが載った。前回議論の主題は、規則から逸脱したものへの制裁だった。ここでは、「自治の目的は各自がこの我まま勝手の心を押さへて、全体の福祉をはからうとするにある」と説き、もう1つ、「一つの家族^{〔か〕}であり、共同生活の場所」である「室」を自治の単位として設定しているところにある。連載に間があいたところで、前回の議論を忘れてしまったか。

第38号(1933年12月1日)の第1面半分が無署名記事「報告を承りて」、もう半分が常務委員会新学芸部長の日野新之助による稿「黎明に処する覚悟」。前者にいう「報告」とは、「今度東京に於て開かれし癩学会の報告」をいう。これに「医療方面の研究の進歩と云ふこと」を聞いた所感記事である。まず「隔離」について。「療養所増設の必要に迫られて

居る」現在、この問題はいまだ「解結」していない。だがこの「隔離問題が弥々とゝのへば、何が起るであらうか」と問う。それが『医療研究』問題」だという。

この記事の執筆者（おそらく穂波）は、「自分は常に主張する如く、隔離問題は要するに治術治薬なき故に止むなく起れる根絶運動方法に過ずして、隔離は絶対的な根絶法ではないのである」とこれまでの主張をくりかえしたうえで、「何と云つても絶対的癩根絶方法は、医学上より全治薬術を発見する外にはないのである」がここでの最終の主張として提示された。〈隔離〉という制度、思想、仕組み、空間、環境、生活、などなどは、その場所でいかにその楽園化を目指そうとも、仮にどれだけそこが楽園に近づこうとも、隔離されるものにとっては、やはり、うけいれがたい強制にほかならないということなのだろう。だから「癩根絶」は根治でなくてはならないとの訴えとなる。

この論点を敷衍してみると、予防と治癒（しかも根治）を対照する議論となろう。〈隔離〉とは、いまだ伝染病に罹っていないものたちを守るために、すでにその病に罹っているものたちを隔て離す仕組みである。未患のものたちを予め防ぐために、すでに罹患したものたちを生活圏から遠ざける強制である。ここには、未患のものたちがまず、自分たちのためにそれをつくりだした仕掛けだという政治がある。この政治は、〈隔離〉が展開するなかで、罹患したものたちもそれをうけいれる機能を果たしてゆく。みずから〈隔離〉される病者を構築したのである。この予防という政治は、個々の身体においても、また家族や村や町や、さらには国家という共同態においても、あるていどの心地よさをともなって肯定されていった。べつにいえば、否定する理由がないということだ。

だが現実には、〈隔離〉という予防には痛みや苦しさがともなう。この苦痛を解消する手立てが愛となった。隔離されたものへのほぼ最上級の御上（皇太后）からの仁慈、身近な家族をおもひ親愛、隔離されたものへのあいに醸成される相愛、こうした愛によって〈隔離〉が維持されていたのである。

こうして療養所への〈隔離〉が定着し、かつ増進しようとするところで、しかし定員超過ゆえの機能不全が生じ始め、他方で、医薬の進歩という展望を知ったときに、伝染病をめぐる予防ではなく治癒が、あらためて要望されたのだった。この稿は、不治を放置する

な、との療養所内からの小声の叫びにも聞こえる。

第2面3段抜きで、相愛青年団新副団長による「青年団に於ける義務制」を説く稿。その下には、「保奈美」(穂波)の稿「芸術短言」。

「あとがき」欄に一言、「○自治会を排斥する方がいるが、大島の自治の運用振りを見に来て貰ひ度い。上下互助の輝を！」。なにか外部からの自治会非難があったのか。

第39号(1933年12月15日)の第1面4段すべてが、無署名記事「昭和八年を送る辞」となった。

第2面2段あまりを使って、如是観の「自治会とはどんなものか」の続稿を掲載。ここでは不定期の連載のため拡散してしまった議論を整理しようとする意図なのか、要点が箇条書きになっている。「(一) 感謝の心がもと」「(二) 自らを治めることが基」「(三) 制裁の心持」「(四) 馬謖を斬る心」「(五) 制裁の力」「(六) 室の制裁力が基」に区分された議論の(一)(二)はこれまでとおなじ。議論が中断した(三)をみると、「脱線」者へ「適当なる忠告を与へ、反省を促」すことは、そのひとを「救」うためだとまず掲げて、「相互相愛の精神」をふまえれば、「制裁は処罰ではない。又、罪を償はせるといふ意味は少しもない。その人の良心に訴へ、徳義心に訴へて、これを善導せんとする者」であり、「其人の人格を重んじ、忠告の範囲を脱しない形式の者」なのだと言われる。(四)以下は(三)をうけての議論が展開している。「制裁」を主題とした自治論である。

(四)では、忠告を聞き入れないときには、「お役所に報告する」、さらには「除名」するという「最後の而も唯一つの手段」も提示し、(五)では、こうした制裁を行使しうる自治会の「権力」の所以を示す――

お互いに相戒めて自治会の目的を達すると云ふ心持が相集まつた者が自治会の制裁的権力となつてをるのである。この権力は常務委員会と評議員会に預けてあるので、別に法律により、又は如何なる人からも与へられたものではない。正に吾らの作り、吾らが之を預けた者である。此権力はお役所の方々の援助と指導とによつて愈々其本質を發揮する事が出来るので、此点に関して或席上で所長さんが充分なる諒解をなしてゐて下さる事を言明されたのは非常に力強く思ふ。

——療養所内で権力の最高位にある所長から承認された制裁権力としての自治会である。

(六)の全文を引用しよう。

大嶋の生活の単位は室である。各室がその名誉を重んじて室員相互に相戒めて脱線者を出さない様に力める事は、自治会制裁力の基本である。自治会の幹部としては全力を注いで各室に於ける制裁力の徹底に力める事が最も肝要である。各室の制裁力の代表は室長である、故に各室長の権威と責任を確認して之が援助をなす事が何よりも急務中の急務である。此点に関して室長の選任待遇と云ふ問題が、自治会として将来大いに考究すべき方面であらう。

——所長、自治会、そして生活の、また自治の単位である室を管理する室長がいる。如是観はこのように大島での自治をめぐる権力の階層を構築する。相互に戒めるとは相互監視の謂でもある。制裁力はこうした仕組みによって担保されているともいえるし、また、制裁力の行使を想定することによって、生活の場にこうした仕組みが要請されるのだともいえよう。制裁を必要とする秩序構想は、大島に描かれる自治のかたち重要な枠取りを与えることとなる。

1933年最後の発行となった本号第3面に突如として、「編輯子」による「感想／短言」欄が登場した(題字上に「Griffin」の文字とそのイラスト)。同欄末尾に「読者諸君」に宛てて、「本欄に対する態度と思考を新しくして記者を大いに鞭撻して頂き度い。自治会の歴史的価値に於ても本情報の役割の決して軽からざるを思ふ。／八年十二月八日急」と記されている。同欄冒頭でも、「本欄を無味乾燥として読むを厭ふ人が多い様子であるが、これは情報の味を真に識る能力の欠けてあるか、然らざれば頭より感違ひであると思ふ」と編輯子は大見得を切った。ここでは、この欄の紹介だけでなく、『報知大島』そのものをどのように読むのかについても言及された。

我らの社会の動き、色彩等が本欄を注意する者にはマザマザと見えて来る筈である。斯くて本欄の存在価は尊い。もし一步島を離れ見よ、斯の意味が如実に味はれるであらふ。／報知大島を真に読みこなすには相当の修養を要すると思ふのである。然して、本欄の如きを真に読み得る事は、余程の修養が要る事を思ふのである。

——これを執筆した編輯子は穂波なのだろうか。彼の文章にみられる単純明快さがここにはない。このあと「社会観」を論じて、「本欄はまた、斯くした人生社会の大島的なミトリヅである。故に是れを注視すれば我らの、人間無限性の舞踏を発見なし得るのである」とはさらに理解がむつかしくなる。「本欄」がなにを指すのかも不明瞭だ。次号以降のこの欄に注意しよう。

第40号（1934年1月1日）の第1面1段めには新年の祝辞、残りの3段に無署名記事の「年頭の辞」。ここでは3つに分けられた新年の抱負ないし希望が提示されている——「一般社会の癩に対する正しき認識を高めること」などの「外部的」、「全治薬発見の努力希望」〔中略〕療養所同士の親善、所と近隣市町村との親和」などの「半外半内的」、「御役所と自治会との一致」などの「内部的」である。こうした改善点をあげられる自治会が認められた理由に、「患者の人格を承認されたが故」をあげる。したがって、『自治はお互の誇り』であらねばなりません」と、あるべき方向も指示される。自治は療養者一人ひとりの「人格」のありようや「誇り」とも連動する仕組みなのである。

新年号らしくさまざまなひとの挨拶が載る——当局からは宗内医務係長による「年頭の感」、つぎの佐藤笑声の「吾等の使命」では、あらためて「自治会発展の標語即ち『私も自治の義務がある』」が想起されて、「我が日本は非常時である」との事態において、「私達病めるとは云へ、国民の一人である故、国難打開に努めなくてはならない義務と責任がある」との自覚が促される。三宅清泉（官之治）の「挨拶」には「総親和、総努力」の語がみえる。

なお、第3面の「謹賀新年」と大きな文字で記された挨拶の下に、「患者自治会」の下部組織なのか傘下団体なのか、それが列挙されている——「常務委員会／評議員会／改正委員会／青年団／婦人会／音楽団／共楽団／杖之友会〔「盲人」の会〕」。第4面では「謹賀新年」の文字にならんで、ここには宗教団体などがあげられている——「修養団支部／同体会一同／同朋会一同／霊交会一同／寄進会一同／求信会一同／日蓮宗一同／高知県人会」。

dessin6 第41号（1934年1月15日）の第1面3段には無署名記事の「小委員の健在

を祈る」。この号にも前号にも「Griffin」「感想」「短言」の欄はない。

第42号(1934年2月1日)の第1面には無署名記事の「水ヶ浦開拓」「開拓美挙を喜ぶ」の2稿。後者には「無毒区域」の語がみえる。いま現在2012年の大島にはすっかりその痕跡がなくなってしまった有毒と無毒とをわける境界が、かつて確かにあったことを伝えている。

第43号(1934年2月15日)の第1面1段めは、「祝紀元節」の祝辞。残り3段に無署名記事の「皇国精神と自治会」。末尾で「私も自治の義務がある」、この義務は即ち皇国の精神の発揮より外ではないのであります」とまとめられ、大島自治活動の基本理念と「皇国精神」とが連動する、あるいは一体となっているとの確信が表明されている。

第4面では「自治の花」の見出しのもとに、皇太子誕生記念の水ヶ浦果樹園開拓が寿がられている。

第44号(1934年3月1日)の第1面1段めには皇太子誕生の祝辞、2段以下に無署名記事の「特別委員会の内容」。

第2面の北山常務委員長による記事「選挙の結果」は当選者の発表ではなく、講評のみが記されている。

第45号(1934年3月15日)の第1面には無署名記事の「清算」と「選挙」の2稿。前者に「所員の指導の下に忠実に、全大島の幸福のために存在する自治である」と明記。

第2面には退任する常務委員会副委員長東条による「選挙に就いて」と題された講評。

第3面「情報」欄に、さきにみえた Griffin のイラストが掲載されている。すると、さきの「本欄」とは「情報」欄のことか。見出し2つに注目しよう。1つは「自治会記念日」。これは3月8日のこと。創立3周年の記念式がおこなわれ、「君が代合唱」があったと記録されている。大島に「君が代」の歌が響いた。もう1つは「緊急評議員会」。これは3月7日の開催。ここで「逃走者を出した責任問題からして、委員会は進退伺を提出された」。それをうけて「長時間慎重に協議をなした」結果、「評議員会は目下の現状に鑑み留任を懇望し、又、逃走防止方針を計る為、当局と打合する事に決定」した。このときの「逃走者は療養所や自治会に不満を抱く者にあらず、他所を逃走した一種の逃走癖で五名の中三名ま

でそれである」との報告が記され、「彼等を擁護する者は特殊療養所でも建設出来ない限り、到底脱走は免れない事実である」と厳しい判断が示された。

今号をもって編輯子も交代となり、「編輯後記」には、「○長いことお世話に成りました、編輯子もこれでサユナラを致します。誠に有難う！」との別れの挨拶で締めくくられた。

dessin7 この『報知大島』綴第2分冊に綴じられた号はすべて、文章の執筆と編輯に長けた穂波の手による発行となった。穂波が担った機関紙編輯発行の第2期は、自治をどのように思い描くのかの実験のときとなった。癩の予防から根治へ、逸脱者への制裁、そしてあらためてここでも「自らを治める」手立てが模索されたのだった。